

# ルールを守って、快適な生活環境を！

最近、ごみの出し方が悪いため、ごみステーションに「違反ごみ」として回収されていないごみが目立ちます。生活環境の保全および公衆衛生の向上のため、ごみステーションは各地区で責任を持って管理してもらっているところです。

しかし、一人でもルールを守らない人がいると、ごみステーション周辺の衛生環境を維持することが困難になります。地区住民一人ひとりがルールを守って正しくごみを出すことで、快適な生活環境が維持できますので、ご理解と協力をお願いします。

## よくある「違反ごみ」の例

① 「燃えるごみ」に「燃えないごみ」(食器や鍋、やかんその他金属類)が混ざっている。(写真A)  
クリーンセンターの焼却炉を傷めることになるので、しっかりと分別しましょう。

② 市では収集しないごみ(テレビ、洗濯機、石膏ボード、苗箱、切断されていないロープ・ホース等)が出されている。

テレビ、洗濯機、冷蔵庫、エアコンは、郵便局でリサイクル料金を納められ

ば、クリーンセンターへの持ち込みは可能です。

ロープ・ホース等は1メートル以内の長さに切断してください。

③ 「燃えないごみ袋」2枚を使って、粗大ごみを出している。(写真B)

「燃えないごみ袋」1枚に入りきらない物は、「粗大ごみ」で出してください。

④ 「粗大ごみ」に処理券(500円)が貼られていない。

カーペットは「粗大ごみ」として出してください。

⑤ 「廃プラ」に「汚れた廃プラ」や「その他プラ」(衣装ケースやバケツ等製品になっているもの)が混ざっている。

「廃プラ」はプラマークを目印に、汚れていないものをお願いします。

「汚れた廃プラ」「その他プラ」は、「燃えるごみ」として出してください。



ごみの分別・リサイクルにご協力ください！

お問い合わせ

市役所環境対策課廃棄物対策係

☎ 63-3113



写真A



写真B

## 火葬場使用料改定と火葬場統合のお知らせ

平成28年4月から、市内に住所を有する方の火葬場使用料が改定されます。

改定前 2万5千円  
改定後 2万3千円

(4月1日以降に火葬場を利用される方から適用となります。)

### 4月1日以降の火葬場

- ・ 青山斎場 (両津地区)
- ・ 相川斎場 (相川地区)
- ・ 永安館 (真野地区)

### 3月31日をもって廃止する火葬場

- ・ 三香苑 (小木地区)
- ・ 北田野浦火葬場 (相川地区)

4月1日以降、永安館の火葬受入れ件数を1日4件から5件に増やし、利便性向上に努めます。

### 永安館の火葬開始時刻

- ・ 午前9時30分
- ・ 午前10時
- ・ 正午
- ・ 午後0時30分
- ・ 午後2時30分

お問い合わせ

市役所環境対策課施設管理係  
☎ 63-3113